

多重債務者相談の受付状況について(令和7年度)

東北財務局では、平成20年度から多重債務者相談窓口を開設し、平成24年5月以降は、東北6県すべての窓口で相談を受け付けています。

窓口には専門の相談員を配置し、借金を抱えてお悩みの方からの相談に応じています。

東北財務局における令和7年度の相談受付状況は、以下のとおりです。

相談件数

- 令和7年度の多重債務者相談の受付件数は537件で、前年度(496件)に比べ8.3%増加しました。

相談の傾向・内容

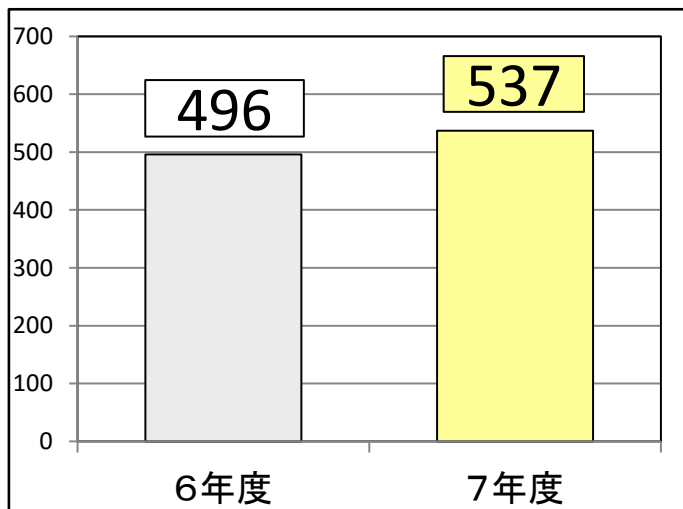
- 借金の主なきっかけは「低収入・収入の減少」とする相談が最も多くなっています。相談内容については、例えば、収入が減少し、生活費を借金で補っていたところ資金繰りが厳しくなった、といった相談や、住宅ローンの返済が困難になり借金を重ねた、などの相談があります。
- 債務者本人からの相談に限らず、家族からの相談も寄せられています。他にも、ギャンブル・買い物等の依存症や、こころの病を抱えている方からの相談が寄せられています。

相談結果

- 相談の内容により、専門の相談員が、考えられる解決法の選択肢(任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等)を検討・助言し、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門家に引き継いでいます。
- 相談者の多くは、相談内容に応じた適切な制度や関係機関の相談窓口の紹介を受けることを通じて、問題の解決に向かっています。

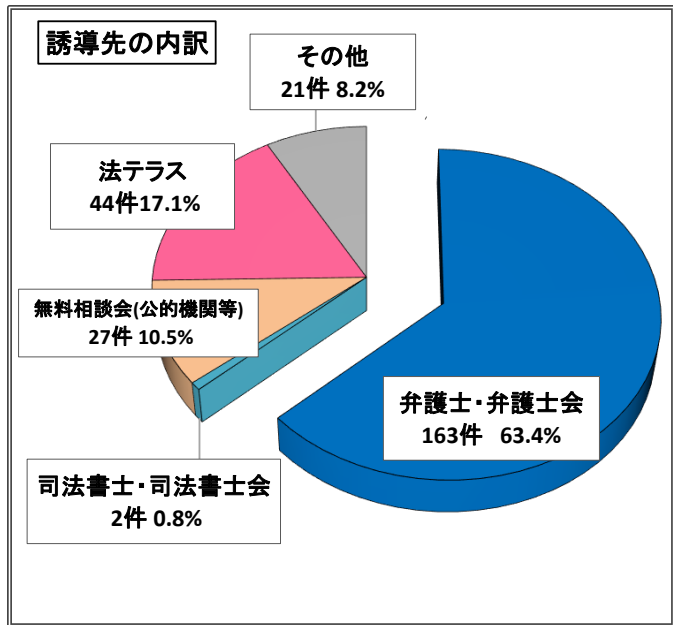
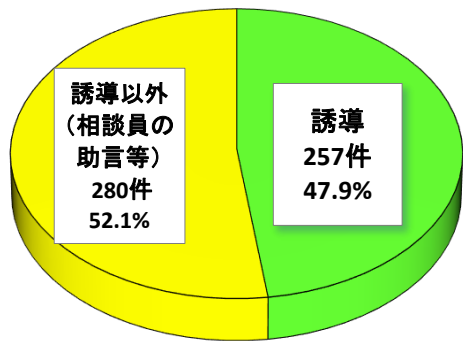
相談件数の推移

(件)

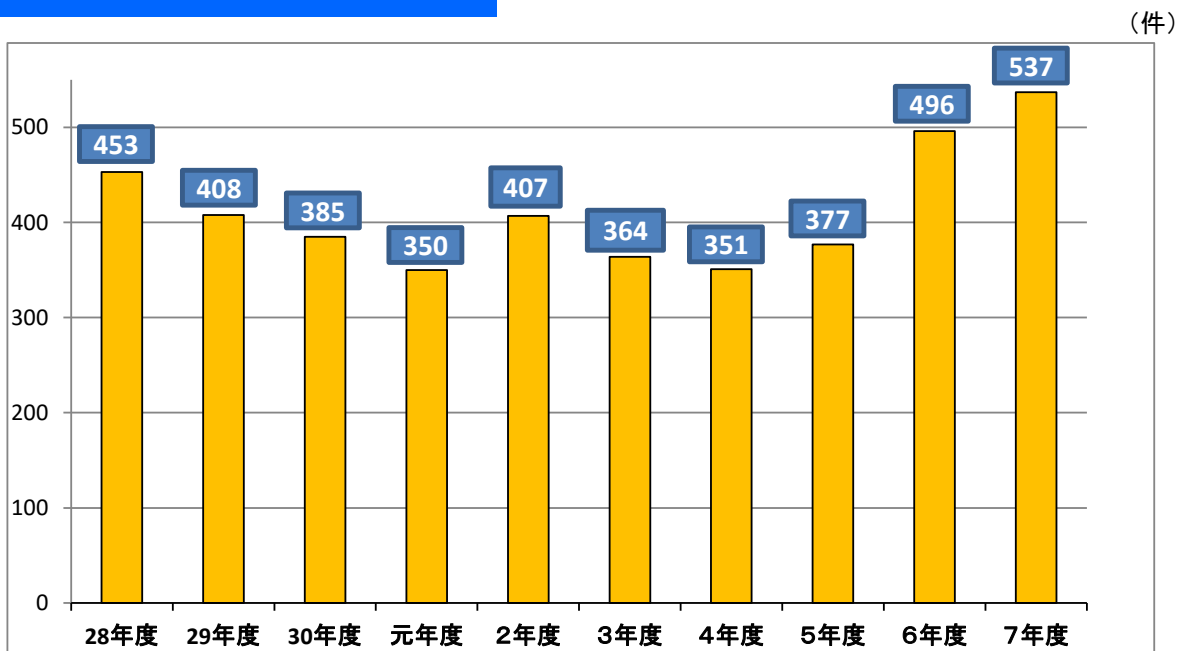


	令和6年度	令和7年度
相談件数	496	537
対前年度比 増減率	31.6%	8.3%

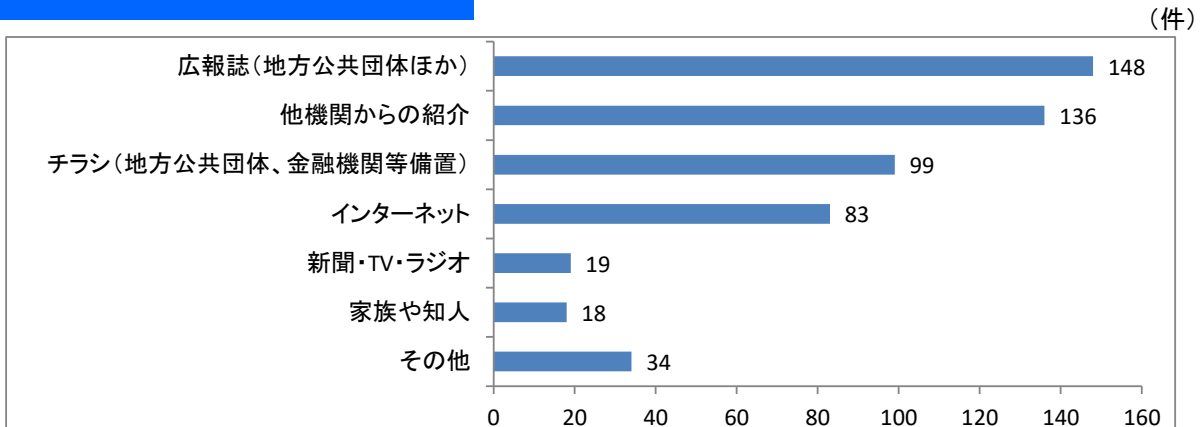
相談結果



多重債務者相談件数の推移

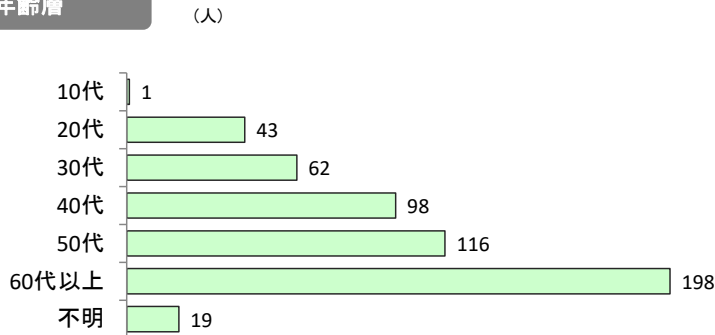


相談窓口を知ったきっかけ



相談者のプロフィール

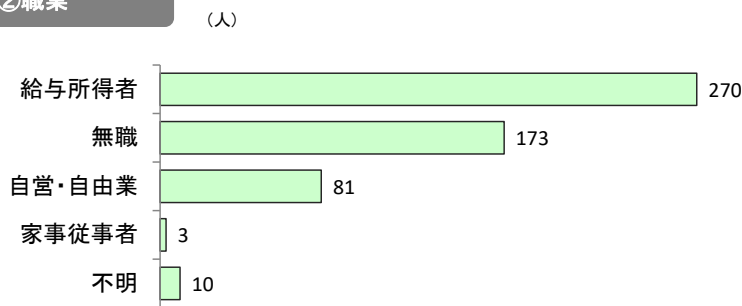
①年齢層



	令和6年度		令和7年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
10代	0	0.0	1	0.2
20代	57	11.5	43	8.0
30代	66	13.3	62	11.5
40代	68	13.7	98	18.2
50代	97	19.6	116	21.6
60代以上	178	35.9	198	36.9
不明	30	6.0	19	3.5
合計	496	-	537	-

- ・引き続き、幅広い年齢層から相談が寄せられています。

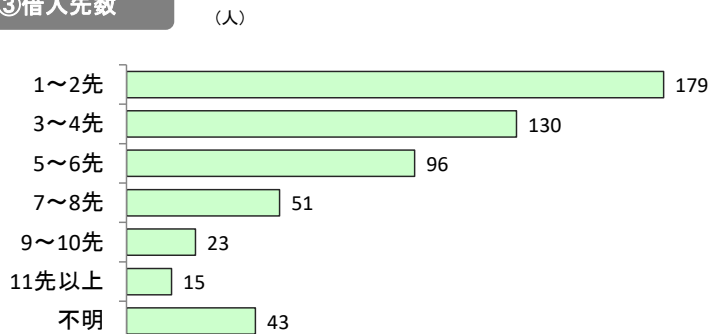
②職業



	令和6年度		令和7年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
給与所得者	240	48.4	270	50.3
無職	148	29.8	173	32.2
自営・自由業	90	18.1	81	15.1
学生	4	0.8	0	0.0
家事従事者	2	0.4	3	0.6
不明	12	2.4	10	1.9
合計	496	-	537	-

- ・給与所得者からの相談が半数を占めています。
- ・職業に従事している方のみならず、学生や家事従事者を含め、あらゆる層の方が相談していただけるよう、窓口の周知に努めてまいります。

③借入先数



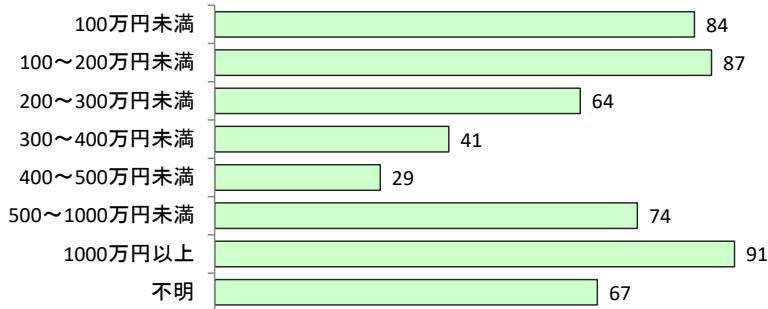
	令和6年度		令和7年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1~2先	175	35.3	179	33.3
3~4先	116	23.4	130	24.2
5~6先	82	16.5	96	17.9
7~8先	47	9.5	51	9.5
9~10先	23	4.6	23	4.3
11先以上	16	3.2	15	2.8
不明	37	7.5	43	8.0
合計	496	-	537	-

- ・借入先数は、1~2先で全体の3割を超えていますが、3~4先及び5~6先の構成比が前年度比で上昇しています。
- ・平均借入先数は4.1先で、前年度(4.1先)と同数となっています。

相談者のプロフィール

④借金の額

(人)

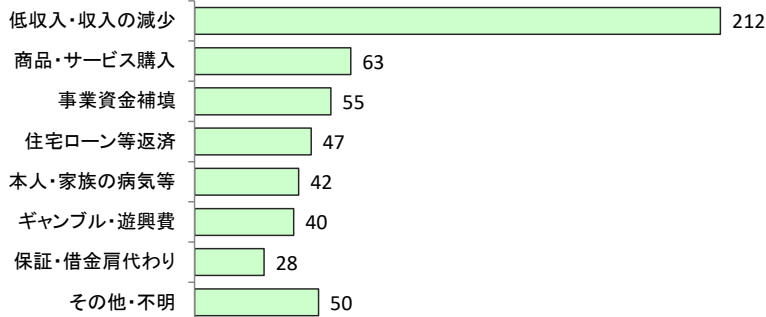


	令和6年度		令和7年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
100万円未満	85	17.1	84	15.6
100～200万円未満	77	15.5	87	16.2
200～300万円未満	48	9.7	64	11.9
300～400万円未満	44	8.9	41	7.6
400～500万円未満	39	7.9	29	5.4
500～1000万円未満	72	14.5	74	13.8
1000万円以上	81	16.3	91	16.9
不明	50	10.1	67	12.5
合計	496	-	537	-

- 借金の額(住宅ローン、事業資金を含む)は、200万円未満が全体の3割程度となっていますが、500万円以上も同程度となっており、特に1,000万円以上が構成比で最も高くなっています。
- 平均借入額は972.8万円で、前年度(953.9万円)比で18.9万円増加しています。

⑤借金の主なきっかけ

(人)



	令和6年度		令和7年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
低収入・収入の減少	156	31.5	212	39.5
商品・サービス購入	66	13.3	63	11.7
事業資金補填	66	13.3	55	10.2
住宅ローン等返済	37	7.5	47	8.8
本人・家族の病気等	54	10.9	42	7.8
ギャンブル・遊興費	40	8.1	40	7.4
保証・借金肩代わり	30	6.0	28	5.2
その他・不明	47	9.5	50	9.3
合計	496	-	537	-

- 借金の主なきっかけは、「低収入・収入の減少(生活費・教育費等の不足等)」が全体の4割程度となっており、構成比は前年比で8.0ポイント上昇しています。
- そのほか、「住宅ローン等返済」の構成比が前年度比で1.3ポイント上昇しています。

(注)構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

実際の相談・解決事例

① 40代、債務額650万円

離婚後、生活費の不足や養育費負担等もあり、クレジットカードに頼る生活となっている。その返済のために海外FX取引を始めたが、逆に大きな損失を抱えた。

加えてギャンブルにも傾倒してしまい、借金が膨らんでいった結果、生活が立ち行かなくなっている。

どうすればよいかわからないので、相談したい。

借金の原因は離婚後の生活費不足
投資の損失やギャンブルも… → 任意整理へ

定期的な収入があり借金返済の意思が強いこと、及び長期的な返済の見通しを踏まえ、債務整理を選択肢に入れて検討してはどうかと助言しました。そのうえで専門家への相談を勧めたところ、希望されたため、弁護士会の無料相談へ誘導しました。また、ギャンブルについては、依存症等の問題も懸念されるため、専門の相談機関を紹介しました。

後日、任意整理の手続きを行うことになったと連絡があり、「相談したことで頭の中が整理でき、冷静に先のことを考えることができた。」とおっしゃっていました。

② 30代、債務額400万円

(ご家族からの相談)

本人から借金返済の肩代わりを依頼され、何度か援助を行ってきたが、その後もさらに依頼があり、不審に思い確認したところ、多額の借金が判明した。原因は浪費傾向や離婚に伴う支出であり、現在本人はこころの病により休職中である。

本人の収入では返済は難しく、これ以上の援助もできない。当面の返済対応と、これ以上借金が増えないようにする方法について相談したい。

家族に多額の借金が判明…
本人の収入では返済が困難 → 自己破産へ

ご家族に対し、支払い義務は本人にあることや、本人が借金に向き合うことが解決に向けて大切であることをお伝えしました。また、本人の収入の現状及び見通しを踏まえ、債務整理を選択肢に入れて検討してはどうかと助言しました。

その後、本人が専門家への相談を希望されたため、地域の弁護士相談へ誘導しました。併せて、本人の申請により借入れの制限が可能となる、日本貸金業協会の貸付自粛制度を説明したほか、浪費傾向やこころの病についても専門の相談機関を紹介しました。

後日、自己破産の手続きを行うことになったとご家族から連絡があり、「相談により、今後の道筋をつけることができ感謝している。本人の家計管理など、今後も支援していきたい。」とおっしゃっていました。

③ 40代、債務額2,500万円

自営業を営んでいるが事業が振るわず、金融機関と相談し、現在事業資金の借入れは利息のみ支払っている。そのほかに家族と共同名義の住宅ローンや消費者金融からも借入れがある。家族の収入については把握していない。

事業収入は月によって変動があり、返済資金が不足するため、副業も行うなどして何とか賅っている状況である。

自宅を残して債務整理を行い、事業は続けたいと考えているが、可能かどうか相談したい。

事業が振るわず借金返済困難、
債務整理し事業は続けたい → 個人版民事再生へ

住宅ローンの件も含めた借金返済のこと、さらに今後の家計管理のことについてもご家族と共に検討してはどうかと助言しました。そのうえで、個人版民事再生を含めた債務整理や事業継続について、専門家への相談を勧めたところ、希望されたため、弁護士会の無料相談へ誘導しました。

後日、弁護士との相談の結果、個人版民事再生の手続きを行うことになったと連絡があり、「自宅を残すなど、家族の生活にあまり影響がないようにしたいと考えている。」とおっしゃっていました。

参考：債務整理の方法(「多重債務者相談の手引き」より)

- 任意整理：裁判所を通さずに、相談者・法律専門家(弁護士等)と貸金業者間の交渉により、債務を整理する方法。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。
- 特定調停：裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介する方法。法律専門家に依頼することは必須ではありません。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。
- 個人版：裁判所の関与の下、再生計画を立て、計画に沿って借金を返済する方法。再生計画では、実現可能な民事再生※ 返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。利用者は、定期的な収入がある者等に限られます。
- 自己破産：裁判所の手続きを通して、借金をゼロにする方法。最低限の生活資財を除き、住宅等の財産は失うこととなります。過去7年以内に自己破産をした等の理由がある場合には、借金をゼロにできません。

※「個人版民事再生」という言葉は法律上の用語ではありませんが、本頁では、分かりやすい表現として使用しています。



東北財務局では

多重債務者相談を受け付けています

東北財務局では、借金に関する相談に応じています。
専門相談員が相談者のお悩みを丁寧にお聞きし、必要に応じて
弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行っています。
相談は無料で、秘密は厳守いたします。
お気軽にご相談ください。



【受付日】 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

【受付時間】 窓口により異なります。各窓口を参照ください。

【相談窓口】

○東北財務局理財部 金融監督第三課

宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 5 階

【受付時間】 9 時から 12 時、13 時から 17 時

電話番号：022-266-5703（直通）

○青森財務事務所 理財課

青森県青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 3 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：017-774-6488（直通）

○盛岡財務事務所 理財課

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 4 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：019-622-1637（直通）

○秋田財務事務所 理財課

秋田県秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 3 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：018-862-4196（直通）

○山形財務事務所 理財課

山形県山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 1 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：023-641-5201（直通）

○福島財務事務所 理財課

福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 5 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：024-533-0064（直通）